

件名	愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）
<p>【改正の概要】</p> <p>1 外形標準課税の適用法人の見直し（法人事業税）</p> <p>（1）減資への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外形標準課税の対象法人について、<u>現行基準（資本金1億円超）を維持</u> ○ 当分の間、<u>前事業年度の対象法人</u>であって、<u>当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金及び資本剰余金（以下「資本金等」という。）の合計額が10億円超のものを対象法人に追加</u> <p>（2）100%子法人等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>資本金等50億円超の法人の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金等の合計額が2億円超のものを、対象法人に追加</u> ○ ただし、産業競争力強化法に規定する<u>特別事業再編計画に基づき行われる企業買収・合併により100%子会社となった法人等は、5年間、当該子法人を対象から除外</u> <p>2 その他所要の規定整備（引用法令の条項ずれへの対応）</p> <p>（1）住宅借入金等特別税額控除関連（個人住民税）</p> <p style="margin-left: 2em;">〔 若者夫婦（40歳未満）等に係る借入限度額の適用基準が創設されること（所得税）等に伴う規定整備 〕</p> <p>（2）寄附金税額控除関連（個人住民税）</p> <p style="margin-left: 2em;">〔 新公益信託制度下において、次の見直しが行われること等に伴う規定整備 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託の事務に関連する寄附金を控除対象に追加（所得税） ② 公益法人等に財産を寄附した場合における譲渡所得等の非課税措置の見直し（所得税に係る租税特別措置） <p>（3）その他</p> <p style="margin-left: 2em;">公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「公益信託法」という。）の施行に伴う愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成19年愛媛県条例第41号。以下「平成19年改正条例」という。）の一部改正</p>	
施行日	<p>令和8年4月1日。ただし、次の項目に係る施行日は、次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住宅借入金等特別税額控除関連 : 令和7年1月1日（上記2（1）） ②外形標準課税「減資への対応」 : 令和7年4月1日（上記1（1）） ③平成19年改正条例の一部改正 : 公益信託法の施行日（上記2（3）） ④寄附金税額控除関連 : ③の翌年1月1日（上記2（2））
【その他参考事項】	